

<2回目以降> 燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金交付申請書兼請求書（郵送申請用）
【 令和7年 7月～9月 及び 令和8年 1月～3月 】

令和 8 年 月 日

(宛先)福岡市緊急経済対策実行委員会 会長

標記の支援金を受給したいので、申請要項に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

問い合わせ番号

※令和7年 7月～9月及び令和8年 1月～3月の初回申請時の問い合わせ番号

■事業者に関する事項

事業者種別の選択 ※いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 法人		<input type="checkbox"/> 個人事業者	
法人番号(法人のみ)				13ケタ全て入力してください
法人名 ※個人事業者の場合は屋号	フリガナ ※個人事業者で屋号がない場合のみ「無し」と記入してください			
代表者氏名	フリガナ			
代表者生年月日	昭和・平成	年	月	日
担当者氏名	代表者と同じ	フリガナ		
電話 (日中の連絡先)		—		—
FAX番号 (メールアドレスが無い方は要入力)		—		—
メールアドレス*2	フリガナ*1 @			

*1 “-”(ハイフン)や“_”(アンダースコア)、“0”(ゼロ)や“o”(オー)、7(ナナ)や1(イチ)、l(エル)などはフリガナを入力してください。

*2 このメールアドレスに連絡します。正確に入力してください。

※これより下は変更のある場合のみご記入ください。

設立日/開業日	西暦	年	月	日
資本金又は出資の総額(法人のみ)		円	常時使用する従業員数(法人のみ)	人
住所 ※法人の場合は本店所在地 ※個人事業者の場合は 住民票上の住所	フリガナ 〒 — ※建物名も記入してください			

■口座情報(通帳の見開き通りに入力してください)

口座名義(カナ) ※30文字以内 ※「J」「F」は1マスで入力してください																			
振り込み口座情報	金融機関名	金融機関コード		支店名		支店コード													
	例) ●●銀行				例) ●●支店				口座番号(右詰め) 7ケタに満たない場合は頭に「0」を入力してください										
いずれかにチェック <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座																			

※ご記入いただいた連絡先等は、福岡市の施策や事業の情報提供以外の目的で使用することはありません。

■事業者分類に関する事項

変更のある場合のみご記入ください。

様式1-6-1号

該当する分類を以下から選択し、チェック欄に**1箇所**チェックをしてください。

チェック	分類	名称
-	A	農業、林業
	01	農業
	02	林業
-	B	漁業
	03	漁業（水産養殖業を除く）
	04	水産養殖業
-	C	鉱業、採石業、砂利採取業
	05	鉱業、採石業、砂利採取業
-	D	建設業
	06	総合工事業
	07	職別工事業（設備工事業を除く）
	08	設備工事業
-	E	製造業
	9	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
-	F	電気・ガス・熱供給・水道業
	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
-	G	情報通信業
	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
-	H	運輸業、郵便業
	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業（信書便事業を含む）

チェック	分類	名称
-	I	卸売業、小売業
	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
	61	無店舗小売業
-	J	金融業、保険業
	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
	66	補助的金融業等
	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
-	K	不動産業、物品賃貸業
	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
-	L	学術研究、専門・技術サービス業
	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
	73	広告業
	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
-	M	宿泊業、飲食サービス業
	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
-	N	生活関連サービス業、娯楽業
	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
-	O	教育、学習支援業
	81	学校教育
	82	その他の教育、学習支援業
-	P	医療、福祉
	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
-	Q	複合サービス事業
	86	郵便局
	87	協同組合（他に分類されないもの）
-	R	サービス業（他に分類されないもの）
	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
-	S	公務（他に分類されるものを除く）
	97	国家公務
	98	地方公務
-	T	分類不能の産業
	99	分類不能の産業

使用量算出と申請額の算定 <2回目以降>【令和7年 7月～9月 及び 令和8年 1月～3月】

【記入用】

■使用量算出と支援金の算定① 申請期間中の「使用量合計」と「按分率」を入力し価格高騰分①を算出。

支援対象経費		申請期間中の使用量合計 ※4 (kwh / ℓ / m ³)	上昇単価	記入必須 按分率 ※1 (1~100)	価格高騰分①
種別	単位				
電気	【kwh】	kwh	0.4 円/kwh	%	円
重油	【ℓ】	ℓ	18 円/ℓ	%	円
灯油	【ℓ】	ℓ	18 円/ℓ	%	円
オートガス (タクシーを含む)	【ℓ】	ℓ	13 円/ℓ	%	円
都市ガス	【m ³ 】	m ³	22 円/m ³	%	円
LPガス	【m ³ 】	m ³	77 円/m ³	%	円
価格高騰分① 合計					円

※ 申請する種類の枠内は記入必須です
 ※ 寮・社宅での利用分は対象外です
 ※ オートガスはタクシーの燃料などに対する支援でありタクシー利用料金は対象外です
 ※ 追加で申請する(令和7年7月～9月及び令和8年1月～3月分として請求していない)物だけを記入してください。

★LPガスの価格高騰分については、県の支援があるため右記計算式で算出(使用量×77円×按分率)-1,500円
 ※LPガスの価格高騰分から1,500円引かれるのは1度だけです。

■使用量算出と支援金の算定② 申請期間中の「支払金額合計」、算出した「使用量」、「按分率」を記入し価格高騰分②を算出。

支援対象経費		申請期間中の 支払金額合計(円)	基準単価	使用量 (ℓ)	上昇単価	記入必須 按分率 ※1 (1~100)	価格高騰分②
種別	単位						
ガソリン	【円】	円	156 円/ℓ	ℓ	18 円/ℓ	%	円
軽油	【円】	円	143 円/ℓ	ℓ	18 円/ℓ	%	円
価格高騰分② 合計							円

* 申請する種類の枠内は記入必須です
 * 通勤利用分は対象外です

* 小数点第一位で
四捨五入します

■支援金申請額の算定 価格高騰分①と②の合計額の1/2が申請額になるので、算出した申請額を記入する。

価格高騰分① 合計	+	価格高騰分② 合計	=	価格高騰分①②の合計 (影響額)	円	×	1/2	=	申請額(上限60万円) ※5	円
-----------	---	-----------	---	---------------------	---	---	-----	---	----------------	---

* 1円未満は切り捨て
 * 60万円を超える場合は
600,000円となります

※1 按分率の欄は下記※2または※3の「自家用」のいずれか、もしくは両方に該当する際に各欄に記入してください。
 (小数点第1位を四捨五入、該当がない場合は100と記入)。

※2 事業所等(職場)と住居が同一の場合の使用量は、事業用として使用している面積で按分し、按分率の欄にその割合を記入してください。

※3 車両での使用量は、車検証における「自家用・事業用の別」欄が「事業用」の場合は全使用量が対象。

「自家用」でも事業用として使用がある場合は、その割合で按分し按分率の欄に事業使用の割合を記入してください。

※4 一事業者が複数の事業所等を運営する場合は、合算した使用量で換算。ただし、本店が市内にある場合、市外の事業所等を合算した使用量で換算。